事務事業評価シート(事後評価)

	コード 10-1-2	事務事業名 就学援助事業				所管部課 教育部 教育企画課				
	事務事業の目的									
事務事業の概要	経済的理由によって、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。									
	事業内容・実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助 都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記す									
	公立小・中学校に在籍する学齢児童・生徒の保護者が、生活保護を受けているか、世帯全員の収入額が教育委員会の定めた認定基準額を下回る場合対象となる。ただし、保護者及び学齢児童生徒は西東京市に住所を有していなければ対象外となる。認定された保護者に対し、学用品・通学用品費※、新入学学用品費※、校外活動費(遠足、社会科見学等)、移動教室費、修学旅行費※、卒業記念品費、学校給食費、学校病医療費、副教材費を援助(※が付記された援助費目以外は実費)する。当事業は一部が国及び都の補助金対象事業となっており、国庫支出金としては要保護児童・生徒の修学旅行費が該当し限度額の1/2が、都支出金としては東日本大震災の被災児童・生徒で準要保護者の学用品・通学用品費、移動教室費、修学旅行費、学校給食費、学校病医療費が該当し限度額の10/10が補助金額として歳入される。(予算事業名:10.02.02.04 小学校就学援助事業費(要保護・準要保護児童就学援助費)、10.03.02.04 中学校就学援助事業費(要保護・準要保護生徒就学援助費))									
	事業開始	台時期 合併前	Í	実施形態	遠 ☑直営 □ 🗄	委託 □補助 □ そ	の他 ()		
		項目		単位	25年度	26年度	27年度	28年度		
	事業費(A)				133,462	134,119		133,125		
	財	出金•都支出金		 千円	1,701	2,358	1,506	616		
事	内その他	()	'''						
業費	訳 一般財			-	131,761	131,761	124,266	132,509		
デー		所要人員(B)			1.00	1.00	1.00	1.00		
	人件費(C)	=平均給与×(B)		千円	7,936	8,21	7,936	8,299		
	臨時職員賃	重金等(C')		千円	1,521	1,562	1,587	1,562		
)=(A)+(C)+(C')		千円	142,919	143,892	135,295	142,986		
	単位当たり									
	(E)=(D)/ (申請件数)			千円	120	103	106			
	O +=+ 11	活動等指標	I /- /-	単位	25年度	26年度	27年度	28年度		
	① 申請件 ②	-	実績値	件	1,191	1,397	1,282			
	_	明・数値変化の理問								
評価	小・中学校の保護者から1世帯1枚の申請書を受けた件数(申請書1枚に最大5名まで記入可)									
指				単位	25年度	26年度	27年度	28年度		
標の	_	到中本粉	目標値							
設	次	認定者数	実績値	人	1,707	1,673	1,531			
定	<u>-</u>		目標値							
	次	田・粉店亦んの理	実績値							
	《指標の説明・数値変化の理由 など》 活動等指標に記載した申請件数と比較し、認定者数が増加しているのは、兄弟姉妹等の認定によるものである。									
事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)			申請に関しては郵送での申請受付を望む声も聞かれるが、書類の確認等も含まれる ため、審査上の都合により窓口での申請受付となっている。田無庁舎でのサテライト窓 口開設や閉庁後でも受付をするなど柔軟な窓口受付をしている。						
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)			□ 上 ☑ 中 □ 下	各市ともに認定基準は生活保護基準額表に基づいたものである。各市の 認定倍率にはばらつきはあるが、当市は収入の1.5倍未満を採用しており26 市中では中位に位置している。					
	代替・類似サービスの有無			☑有□無	修学旅行費補助金と修学旅行費については類似しているが、重複支給は していない。					

【一次評価】

[一次計画]				
検証項目		ランク	一次評価	〇検証項目、評価の判断理由 〇事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	事業の優先 度(緊急性)	3	□ 拡充	学校教育法第19条で「経済的理由によって就学の困難な学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定されており、当事業は必要と考える。
А	事業の 必要性	3	☑ 継続実施	果は必安とちんる。 民間やNPO等が同種のサービスを提供している例はなく、市が主体となり、受益者負担なしで実施する必要がある。
	事業主体 の妥当性	3	□ 改善・見直し	これまで準要保護の認定基準についてはこれまでも見直しを行ってきており、平成18年度に生活保護基準額の1.7倍から1.6倍に、平成19年度は1.5倍に認定基準を変更し、現在に至る。
	直接のサービ スの相手方	2	□ 抜本的見直し	この間、国で生活保護の基準額の改定が図られ平成25年8月1日、平成26年4月1日、 平成27年4月1日とそれぞれの年度で改定に対応した認定を行っている。申請書の受付
В	事業内容等 の適切さ	3	□休止	に関しては、時間外でも受付をするなど柔軟な対応を行っている。 また、子供の貧困が問題となるなか、今後も事業の継続的な実施が必要である。 周知方法として、小中学校に入学する児童・生徒の保護者宛てに送付する入学通知の
	受益者負担 の適切さ	3		裏面に説明文を掲載しており、用紙の配布も行っている。また、学校でかかる費用の援助が受けられるお知らせを市立小・中学校の全児童・生徒に配布している。今後も申請書に
С	市民ニーズ の把握	2	□ 廃止	掲載している「家族構成に応じた収入額の例」などに工夫を凝らすなど改善に努めていく。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容·実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目				

【二次評価】

	検証項目		二次評価	〇検証項目、評価の判断理由 〇事業実施上の課題や今後改善すべき点等	
	事業の優先 度(緊急性)	3	□拡充	本事業は、学校教育法第19条の規定に基づくもので、その必要性は認めるところであるが、平成23年度事務事業評価で指摘された認定基準等の定期的な検証・見直しが行わ	
А	事業の 必要性	3	一継続実施・ □ 改善・見直し・ □ 抜本的見直し□ 休止	れていない。 特に、判定要件(収入・所得)や準要保護の認定基準については、社会経済情勢の変動が著しい今般、より実情に即した援助を実施するため、他団体の動向等も参考にしつつ、検証を行い、必要に応じて見直されたい。 加えて、新入学時に要する経費等については、真に援助を必要とする時期への対応など、より一層の制度の充実等に向け、調査・研究されたい。	
	事業主体 の妥当性	3			
В	直接のサ <i>ー</i> ビ スの相手方	2			
	事業内容等 の適切さ	3			
	受益者負担 の適切さ	3			
С	市民ニーズ の把握	2	□ 廃止		
検証	検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容·実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目				

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□ 拡充 □ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 休止 □ 廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□ 拡充 □ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 休止 □ 廃止	本事業は、学校教育法の規定に基づく必要不可欠な事業であり、準要保護者の認定審査基準についても、 定期的な見直しが行われている。 現在は認定審査において世帯全員の収入による判定を行っているが、今後は、実情にあった援助を行うためにも、所得による判定を行うなど、他自治体の状況等も踏まえ検討されたい。 なお、二次評価では新入学時に要する経費についての指摘があるが、本制度での対応には課題等もあると 考えられる。そのため、先進事例なども参考としつつ、調査研究されたい。

改善の方向性・ スケジュール